

下水道法に基づく流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十七号

下水道法に基づく流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する

条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、下水道法に基づく流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例（平成二十四年広島県条例第十五号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(生活環境の保全などに支障が生じるおそれのない排水施設及び処理施設)

第二条 条例第三条第三号の規則で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）とする。

一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

イ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）第六条第一項、第三項及び第四項に規定する基準

ロ 大腸菌が検出されないこと。

ハ 濁度が二度以下であること。

三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれがないと認められるもの

2 前項第二号ロ及びハに規定する基準は、知事が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(排水施設及び処理施設の耐震性能を確保するための措置)

第三条 条例第三条第五号の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第四号において同じ。）に液化が生じるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な排水施設及び処理施設の損傷の防止又は軽減のための措置

二 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生じるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な排水施設及び処理施設の損傷の防止又は軽減のための措置

三 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生じるおそれがある場合においては、可とう継手又は伸縮継手の設置その他の有効な排水施設及び処理施設の損傷の防止又は軽減のための措置

四 前三号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項各号に掲げる耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 前項に規定する措置は、排水施設及び処理施設について次に掲げる耐震性能を確保するために講じられるものとする。

一 レベル一地震動（施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

二 レベル二地震動（施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

（排水管の内径及び排水渠きょの断面積の数値）

第四条 条例第四条第一号の規則で定める数値は、排水管の内径については二百ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、三十ミリメートル）とし、排水渠きょの断面積については五千平方ミリメートルとする。

（汚泥処理施設により生活環境の保全などに支障が生じないための構造上の措置）

第五条 条例第五条第二号の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置

二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置

三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

（汚泥処理施設により生活環境の保全などに支障が生じないための維持管理上の措置）

第六条 条例第七条第六号の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置

二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置

三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。